

一般指導監査対象 [社会福祉法人]

実施数 3法人

文書指摘件数 6件

(別記)

・現在委嘱している評議員の選任にかかる確認書について、1名分が、評議員の選任について決議があった理事会開催日より後の日付で取得されていることを確認した。

評議員は、役員を選任・解任や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議し、中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する重要な役割を担う者なので、今後は確認書を、期日までに確実に取得すること。

・理事会を招集する場合、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければならないが、開催回数5回のうち3回は、開催日の7日前までに行われていないことを確認した。今後は、開催日の7日前までに招集の通知をするよう改善すること。

・理事会における監事出席について、2回以上続けて欠席している者がいたこと、そして監事全員が欠席した会が1回あることを確認した。

監事は理事の職務の執行を監査する役割を有し、理事の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要な立場なので、やむを得ない事情を除き、理事会に出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。

・令和6年度チェックリストの「5 契約の状況」に記載の契約について、過去から継続的にそれぞれ同一の相手方と契約しているが、契約更新に際し、価格調査等の検討資料がなく、継続して契約することの適正な理由を明記した稟議書等が確認できなかった。

今回、給食業務の業者変更は確認したが、継続的な契約については、定期的に契約内容の見直しを行い、複数業者の見積徴収など適正な契約の維持に努めること。

・随意契約にかかる稟議書において、特名理由の記載が不十分なものが見受けられた。経理規程第74条【随意契約】第1項の何号に該当するかを明記すること。

・契約結果において、入札価格が高い業者を総合評価の名目により選定している事案が見受けられた。今後は業者に提示する仕様書をより詳細なものにすることにより、業者選定の際に個々の主観を挟まないよう、経理規程を遵守し契約行為を行うこと。